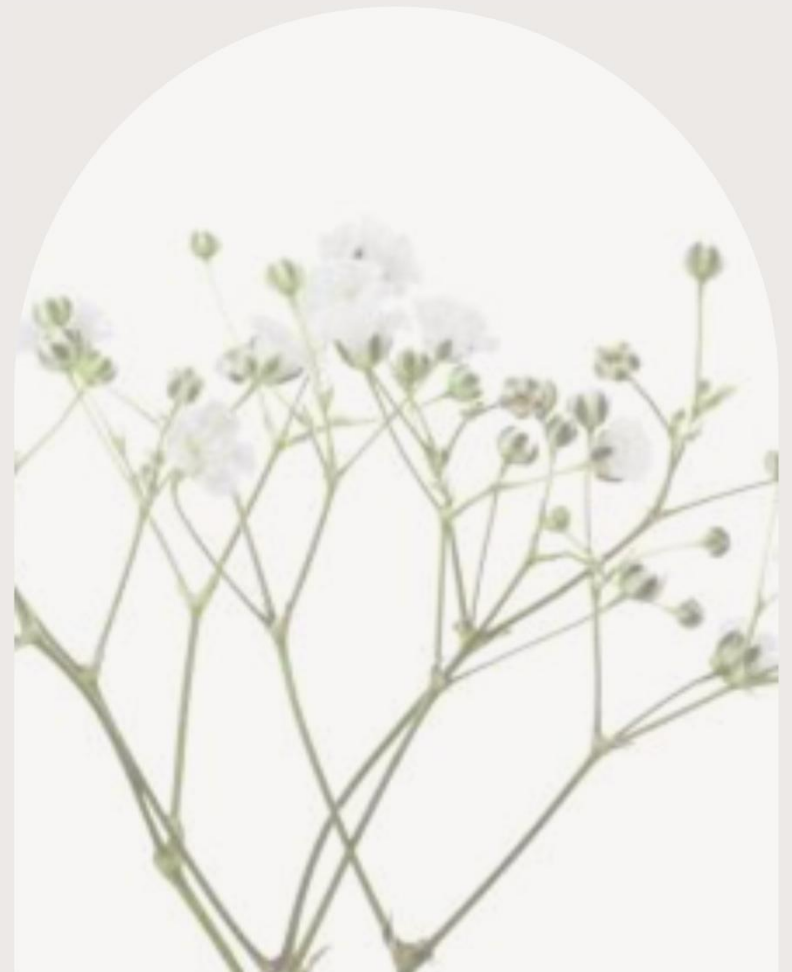


行橋市障がい福祉計画  
及び  
行橋市障がい児福祉計画

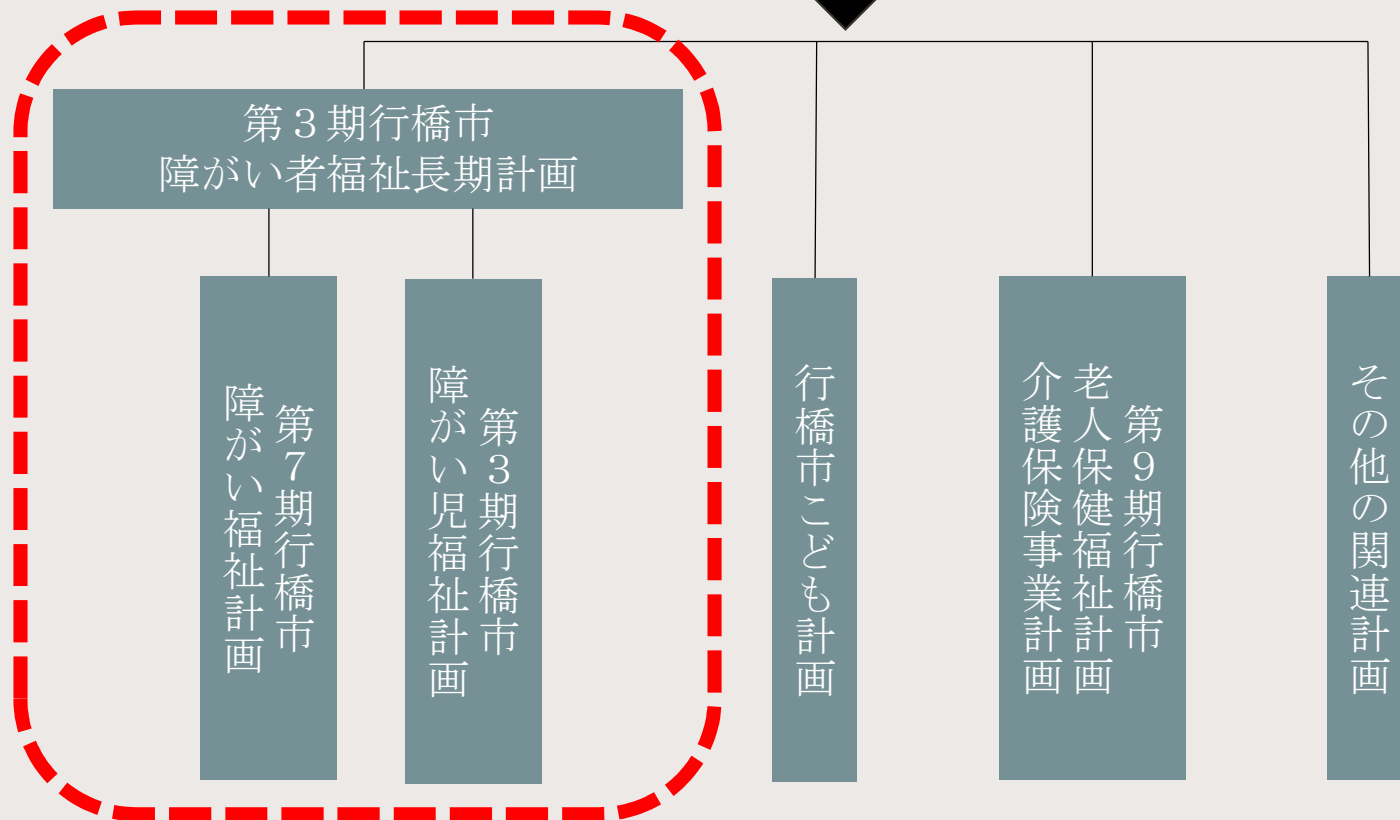
行橋市役所障がい者支援室



令和8年2月25日 ウィズゆくはし多目的ホール

～ 第7期行橋市障がい福祉計画・第3期行橋市障がい福祉計画の位置付け ～

第4期行橋市地域福祉計画（令和5年度～令和10年度）

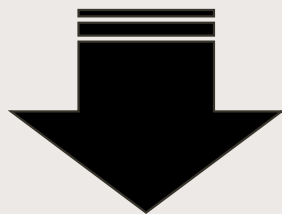


## みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり条例 (平成21年12月制定)

### 前文

私たちのくらす行橋市は、豊かな自然環境や歴史、文化など多くの財産を受け継ぎながら発展してきました。住みなれた地域で、いつまでも安全に、安心してくらしたいという思いは、私たち行橋市民の共通の願いです。この願いを実現するためには、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し、支えあい、ともに生きる地域社会を築くことが必要です。

そのため、私たちは、地域づくり、ひとづくり、しくみづくりを基本とし、だれもが住みなれたこの地域で、安心して、いきいきとくらすことのできる、**みんなで支えあう福祉のまちづくり**を推進していくことを決意し、この条例を制定します。




## 行橋市地域福祉計画

“**みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり**”を基本理念として・・・

「市民」「地域活動団体」「事業者」「行橋市社会福祉協議会」「行政」が一体となって地域の福祉施策を切れ目なく推進し、**地域共生社会**（人と人・人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることにより、市民一人ひとりの「暮らし」「生きがい」「地域」を共に創っていく社会）の実現を目指します


障がい者福祉長期計画  
行橋市障がい福祉計画  
行橋市障がい児福祉計画

= 「**地域共生社会**」の実現に向けた障がい福祉分野の**柱**

 計画期間・・・厚生労働省の指針により“**3年ごと**”の見直しが必要

#### 【主な背景】

- \* 重度化・高齢化など障害を取り巻く環境の急速な変化に合わせてアップデートする必要性
- \* 障害福祉サービスは限られた財源で運営＝サービス区分や報酬の見直しにより持続可能な制度へ

 現行計画（第7期行橋市障がい福祉計画・第3期行橋市障がい児福祉計画）

【計画期間】 令和6年度～令和8年度（3年間）

#### 【内 容】 国の基本指針に準拠

- ① 成果目標・活動指標（たとえば「福祉施設入所者の地域生活への移行」）  
　　<<国>>令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減へ  
　　・・・目標値として「**4人**」（行橋市の場合）
- ② サービスの見込量（利用人数の推移）
- ③ **見込量確保の方策**

## 🌈 見込量確保の方策 = 障害福祉サービス・障害児通所支援事業所の指定

### 行橋市障害福祉サービス等事業所整備検討委員会設置要綱

本市では、平成29年度に「行橋市障害福祉サービス等事業所整備検討委員会設置要綱」を制定し、事業所指定に当たっては**公募制**を採用してきました（平成30年度～）

また、見込量の確保（事業所整備）においては、利用者ニーズと事業所定員のバランスを考慮し、総量規制（対象：「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「放課後等デイサービス」）を講じて、慎重な姿勢を示してきました（=新規事業所は**整備しません**）（+α：定員増も認めない）

### 意見申出制度の開始

障害福祉サービス・障害児通所支援事業所整備における全国共通の課題は「高い質を担保できる制度」の確保であり、これを推進するため、令和6年4月1日より「**意見申出制度**」が開始されました



#### 【内容】

福岡県が行う事業所指定（更新）に当たって、本市が抱える地域課題の解消に有益な条件を申し出る制度であり、本市の申出内容を踏まえて、福岡県は事業所指定（更新）に**条件**を付与

#### 【効果】

条件違反の事実が判明した場合は、福岡県によって**指導勧告**・**指定取消措置**

## 👉 障害福祉サービス・障害児通所支援事業所の指定に向けた市方針の転換 👉

### 《公募制の廃止》

令和8年2月1日付：「行橋市障害福祉サービス等事業所整備検討委員会設置要綱」を廃止

∴ “意見申出制度”を前提とし、**本来の申請主義**に則った事業所の整備へ方針転換

→ 今後は地域課題解消に向けた条件を提示し、条件を満たす事業所の指定について意見の申出を行う

### 附帯条件提示の前提

意見申出制度による附帯条件の内容は、**計画内容を反映したもの**であることが必要（課題根拠）

厚生労働省資料（抜粋）	市町村からの意見申出（条件）	根拠となる福祉計画書の記載内容	都道府県が付した条件
（事例）短期入所	特定のサービス利用児に限らず、医療的ケア児や重症心身障害児（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している児童）、行動障害の強い児童などの広く積極的な受け入れをすること。	重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らすことができるようにするため、県が実施する「医療型短期入所事業所促進事業」などの活用も含めて、市内事業者と協働して短期入所の充実に努めます。	医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。

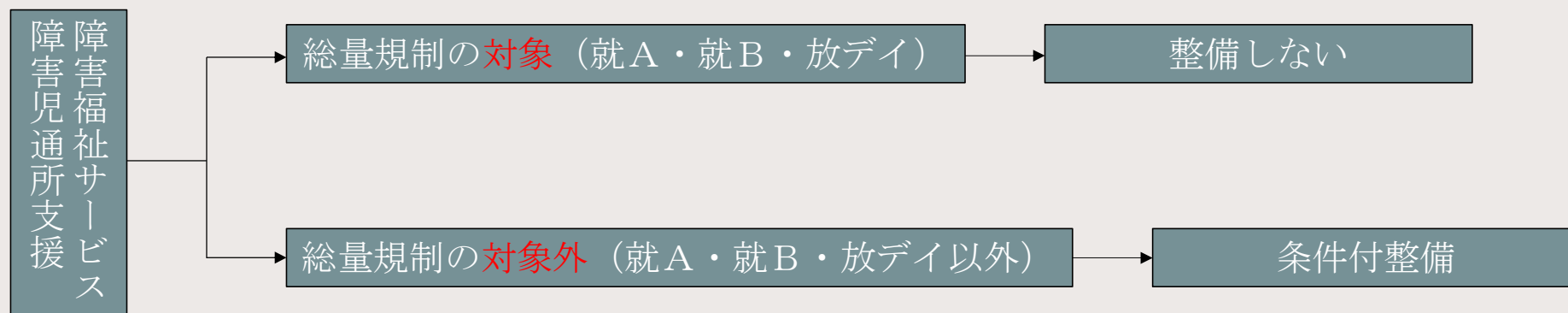
→ 令和8年度に現行計画（第7期行橋市障がい福祉計画・第3期行橋市障がい児福祉計画）の見直し（＝「第8期行橋市障がい福祉計画・第4期行橋市障がい児福祉計画」の策定）を予定

→ 次期計画策定時には意見申出制度を意識した計画内容へ

→ **行橋市地域自立支援協議会委員の意見および各専門部会委員の意見が重要**

## 公募制廃止後の対応方針

現行計画内容との齟齬を回避するために次期計画策定（令和9年度～）までは以下のように対応する



◎**総量規制の対象**については、「意見申出制度」の活用による事業所指定（整備）により、現行計画（整備しない）の内容と矛盾抵触する

→総量規制の継続

→次期計画策定時には今後の方針を提示へ

◎**総量規制の対象外**については、現行計画内容（課題根拠）を前提とした条件出しは現段階でも可能

→随時事前協議（市と事業所）を受け付ける

→事前協議により条件を満たすことが確認できた場合は、「意見申出制度」を活用し、福岡県へ意見の申出を行う

## まとめ

📌 “みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり”を基本理念とした「地域共生社会」を実現するため、障がい福祉分野の柱となる3つの計画（「障がい者福祉長期計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」）を策定している

📌 障害福祉サービス・障害児通所支援の「見込量」及び「見込量確保のための方策（事業所指定の方針）」は、国の指針に従い、3年ごとに「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」で定める

📌 令和6年4月1日より意見申出制度が開始（全国共通）

📌 令和8年2月1日付で行橋市は事業所指定（施設整備）について公募制を廃止

📌 現行の「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に従い、総量規制は令和8年度まで継続し、次期「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」では、意見申出制度を意識した今後の方針（条件）を提示

📌 総量規制外については、随時事前協議を受け付けるものとし、条件を満たす事業所については、意見申出制度を活用して福岡県へ意見（附帯条件）の申し出を行う



ご清聴ありがとうございました

